

## 性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

### 1. 改正の趣旨

- 性感染症に関する特定感染症予防指針（平成12年厚生省告示第15号。以下「性感染症予防指針」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条第1項の規定に基づき、性感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他性感染症に応じた予防の総合的な推進を図るために作成された指針である。
- 性感染症予防指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときはこれを変更することとされており、今般、我が国における性感染症の動向、性感染症対策の問題点及び状況の変化等を踏まえ、エイズ・性感染症に関する小委員会及び感染症部会において再検討を行い、性感染症予防指針を改正することとする。

### 2. 改正の概要

- 性感染症り患リスク者と指針の対象者層
  - ・ 性感染症について、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」から「性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題」に改める。（前文）
  - ・ 性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告のほか、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性について記載する。（前文）
  - ・ 先天梅毒が増加しており、梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要であるとする。（前文）
  - ・ 特別な配慮を必要とする生殖年齢の女性や妊婦、MSM等における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発や対策を講じる重要性について記載する。（前文）
  - ・ 迅速な発生動向の把握の観点から、国及び都道府県等は電磁的な方法による発生届等の提出を促進することとする。（前文）
  - ・ パートナーや家族からの協力・理解の促進が必要であることや、妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことについて記載する。（第二）
- 実態把握
  - ・ 学術団体、民間企業やNGO等と連携し、定点医療機関からの報告に加え、NDB、各自治体を実施しているサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていくこととする。（第一、第四）
- 普及啓発及び教育
  - ・ 学校教育や地域及び家庭における社会教育とのより強固な連携による普及啓発活動の充実を図ることが重要であるとする。（前文、第二、第六）
  - ・ 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、

プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要があるとする。(第二)

- ・ 国は、性に関する指導者育成のための研修等の実施等を支援していく必要があるとする。(第二)
- ・ インターネットやSNS等を活用し、様々な層に適した行動変容を促すための効果的な普及啓発を実施していくことが重要であるとする。(第二)
- 検査の奨励と検査機会の提供
  - ・ 保健所における性感染症の検査の機会確保に努めるため、検査の外部委託を可能とする。(第二)
  - ・ 検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、当該受検者に、性感染症のまん延防止に必要な事項について十分説明し、確実に医療に結びつけることが必要であるとする。(第二)
- 医療の提供
  - ・ 国及び都道府県等は、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引きを作成し、地域に普及することとする。(第三)
  - ・ 国及び都道府県等は、性感染症の専門家養成や一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保することが重要であるとする。(第三)
  - ・ 国及び都道府県等は、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制づくり、治療を継続できる体制づくりを推進することが重要であるとする。(第三)
- 研究開発の推進
  - ・ 検査や治療に加え、予防に関する研究開発を推進することとする。(第四)
  - ・ 性感染症の検査や治療において期待される研究として、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する疫学研究、診断方法の開発を追記する。(第四)
  - ・ 国は、性感染症に関する各種疫学研究について、疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びNGO等の協力を得る等により強化することが重要であるとする。(第四)
- 性感染症に関する関係省庁や関係機関の役割、連携体制
  - ・ 連携を図ることが必要な省庁として、こども家庭庁を追記する。(第六)
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条第1項

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和7年11月中旬(予定)
- 適用期日：告示日と同日